

庁舎・支所 整備事業

新旭庁舎は“暫定の事務所”

“必要最小限の経費”で

予算執行を求める

意見書を可決

6町村が合併し高島市が誕生した平成17年1月1日、「高島市役所の位置を定める条例」（以下、「庁舎位置条例」という）が公布されました。この条例は、事務所の位置を今津町今津448番地20と定め、新庁舎建設までの期間、現新旭庁舎（新旭町北畑565番地）を暫定の事務所の位置とするものです。

合併以降、平成17年度には今津町今津の建設予定地の土質調査を行い、また、平成23年度には、「高島市庁舎のあり方検討資料作成業務報告書」が示され、新庁舎の整備方針と建設予定地の検討がなされました。しかし、高島市民病院の建設を優先したこともあり、庁舎の位置については、具体的な進展がありませんでした。

こうして迎えた平成26年1月、議会全員協議会で福井市長から、「市本庁舎・支所整備方

針（案）」の報告がありました。

これは、昨今の厳しい財政状況や人口減少を鑑み、将来にわたる行政サービスの水準の維持が求められていること、災害時に備えた防災管理体制の整備が必要であること、庁舎整備費の財源である合併特例債の活用期限が迫っておりこれ以上先送りできないことを理由に、新庁舎の建設は凍結し、現新旭庁舎に不足する面積を増築することで、最大限活用する旨の方針でした。しかし、庁舎位置条例を現行のままとしたことで、議会内外から「整合性がとれていない」との意見があり、年度当初の予算化は見送られました。

その後、条例との整合性を図るべく、平成26年9月定例会で事務所的位置を今津から新旭に変更する「高島市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案」が提案されました。